

医療経営支援課

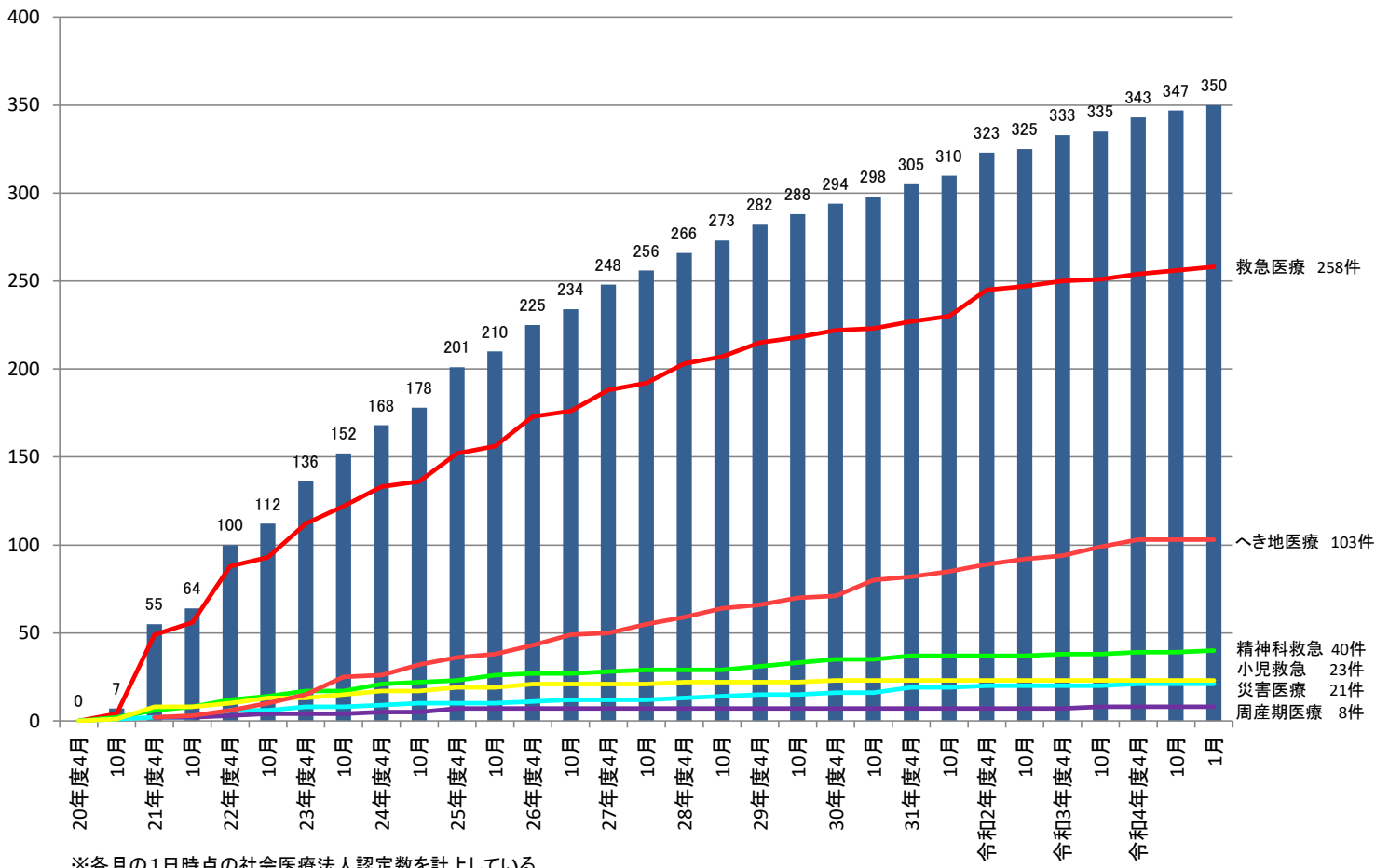
都道府県別医療法人数

令和4年3月31日現在

都道府県名	医療法人 (総数)					出資額 限度法 人 (再掲)	基金拠 出型法 人 (再掲)	特定医療法人 (再掲)			社会医療法人 (再掲)			一人医師医療法人 (再掲)			備 考
	総数	財団	社 団					総数	財団	社 団	総数	財団	社 団	設 立 認 可 件 数			
			総数	持分有	持分無									総数	医科	歯科	
1 北海道	2,613	4	2,609	1,799	810	14	178	15		15	48		48	2,120	1,392	728	一人医師医療法人設立認可 推移 昭和62年 3月末 320件 昭和62年12月末 723件 昭和63年 3月末 815件 昭和63年12月末 1,557件 平成元年 3月末 2,417件 平成元年12月末 6,620件 平成 2年 3月末 7,218件 平成 2年12月末 9,451件 平成 3年 3月末 9,881件 平成 3年12月末 11,296件 平成 4年 3月末 11,597件 平成 4年12月末 13,205件 平成 5年 3月末 13,822件 平成 5年12月末 15,665件 平成 6年 3月末 15,935件 平成 6年12月末 17,322件 平成 7年 3月末 17,828件 平成 7年12月末 19,008件 平成 8年 3月末 19,545件 平成 8年12月末 20,812件 平成 9年 3月末 21,324件 平成10年 3月末 23,112件 平成11年 3月末 24,770件 平成12年 3月末 26,045件 平成13年 3月末 27,504件 平成14年 3月末 28,967件 平成15年 3月末 30,331件 平成16年 3月末 31,664件 平成17年 3月末 33,057件 平成18年 3月末 34,602件 平成19年 3月末 36,973件 平成20年 3月末 37,533件 平成21年 3月末 37,878件 平成22年 3月末 38,231件 平成23年 3月末 39,102件 平成24年 3月末 39,947件 平成25年 3月末 40,787件 平成26年 3月末 41,659件 平成27年 3月末 42,328件 平成28年 3月末 42,328件 平成29年 3月末 44,020件 平成30年 3月末 44,847件 平成31年 3月末 45,541件 令和2年 3月末 46,251件 令和3年 3月末 46,761件 令和4年 3月末 47,295件
2 青森	353	3	350	255	95	3	80	1		1	2		2	277	221	56	
3 岩手	390	3	387	245	142	7	107	6	1	5	3		3	237	237		
4 宮城	884	9	875	575	300	6	280	3		3	2		2	690	591	99	
5 秋田	353	4	349	241	108	7	83	5		5	4		4	275	209	66	
6 山形	463	2	461	342	119	6	108	2		2	3	1	2	396	326	70	
7 福島	835	3	832	616	216	3	181	5	1	4	4	1	3	732	602	130	
8 茨城	1,020	2	1,018	673	345	3	281	2		2	6	1	5	731	576	155	
9 栃木	808	5	803	579	224	3	189	10		10	4		4	592	503	89	
10 群馬	878	3	875	594	281	12	244	5		5	2		2	729	590	139	
11 埼玉	2,768	16	2,752	1,758	994	10	934	12	1	11	11	1	10	2,223	1,657	566	
12 千葉	2,202	12	2,190	1,365	825	12	768	6		6	7		7	1,821	1,304	517	
13 東京都	6,798	92	6,706	3,746	2,960	27	2,431	17	7	10	16	4	12	5,865	4,145	1,720	
14 神奈川県	3,670	36	3,634	2,193	1,441	6	1,289	17	5	12	5	2	3	3,130	2,309	821	
15 新潟	934	6	928	666	262	19	227	6	2	4	4	1	3	834	660	174	
16 富山	320	6	314	204	110	1	90	6	2	4				232	172	60	
17 石川	494	5	489	337	152	3	117	5		5	2	2		399	303	96	
18 福井	328	4	324	241	83		47	9	2	7	2	1	1	264	205	59	
19 山梨	267	2	265	177	88	3	70	5		5	1	1		214	181	33	
20 長野	784	8	776	559	217	5	188	5	3	2	8	3	5	665	537	128	
21 岐阜	747		747	502	245	7	165	9		9	5		5	586	462	124	
22 静岡	1,488	2	1,486	1,047	439	4	423	2		2	2		2	1,281	1,051	230	
23 愛知	2,395	9	2,386	1,451	935	13	866	17	2	15	9	2	7	1,922	1,481	441	
24 三重	683	1	682	501	181	5	160	4		4	3		3	574	473	101	
25 滋賀	510		510	334	176	3	165	2		2	1		1	449	361	88	
26 京都	1,086	20	1,066	701	365	4	343	7		7	4	1	3	891	719	172	
27 大阪	4,691	26	4,665	2,909	1,756	11	1,585	13	3	10	41	5	36	4,242	3,303	939	
28 兵庫	2,469	20	2,449	1,531	918	8	830	20	2	18	12	1	11	2,118	1,691	427	
29 奈良	521	8	513	327	186	3	171	2	1	1	6	1	5	413	358	55	
30 和歌山	421		421	328	93	1	69	2		2	4		4	340	288	52	
31 鳥取	324	6	318	264	54		37				3	2	1	285	218	67	
32 島根	346	2	344	277	67	6	38	3		3	5	1	4	281	229	52	
33 岡山	1,034	1	1,033	751	282	4		13	1	12	11		11	843	667	176	
34 広島	1,555	1	1,554	1,077	477	6	412	6	1	5	7		7	1,337	1,089	248	
35 山口	766	3	763	566	197	7	161	4		4	2		2	637	542	95	
36 徳島	581		581	461	120	2	89	2		2	4		4	448	330	118	
37 香川	585	4	581	402	179	4	132	3		3	1	1		472	362	110	
38 愛媛	908	5	903	697	206		168	10	3	7	8	1	7	766	599	167	
39 高知	398	1	397	294	103	4	63	8		8	2		2	273	210	63	
40 福岡	3,061	8	3,053	2,117	936	15	865	17	2	15	20	1	19	2,427	2,012	415	
41 佐賀	478	1	477	315	162		140	7	1	6	2		2	372	297	75	
42 長崎	857	11	846	640	206	3	157	6	6		6	2	4	695	549	146	
43 熊本	1,108	3	1,105	792	313	11	220	10		10	9		9	879	691	188	
44 大分	708	6	702	472	230	5	185	7	2	5	10	1	9	510	412	98	
45 宮崎	617	2	615	417	198	4	139	7	1	6	7		7	497	422	75	
46 鹿児島	1,100	2	1,098	801	297	8	132	5	1	4	15		15	901	704	197	
47 沖縄	542		542	351	191	9	138	3		3	5		5	430	353	77	
計	57,141	367	56,774	37,490	19,284	297	15,745	331	50	281	338	37	301	47,295	36,593	10,702	

*一人医師医療法人(再掲)欄には、昭和61年9月以前に設立された医療法人で、調査時点において、医師若しくは歯科医師が常時3人未満の診療所も含まれている。

社会医療法人認定数の推移



3. 医療施設経営安定化推進事業について

「医療施設経営安定化推進事業」の報告書は、厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/igyuu/igyukeiei/anteika.html）に掲載するとともに、都道府県等に送付することにより情報提供を行っている。

医療施設経営安定化推進事業の過去15年の事業内容（参考）

区 分	事 業 内 容
平成20年度	① 病院経営管理指標
	② 各都道府県の新たな医療計画にかかる調査研究
平成21年度	① 病院経営管理指標及び医療施設の未収金に関する調査研究
	② 医療施設経営管理部門の人材開発のあり方等に関する調査研究
平成22年度	① 病院経営管理指標及び施設・設備への投資による病院経営影響調査
	② 出資持分のない医療法人への円滑な移行に関する調査研究
平成23年度	① 病院経営管理指標及び医療施設の医業外事業による本体業務への経営的影響に関する調査研究
	② 近年行われた病院の合併・再編成等に係る調査研究
平成24年度	① 病院経営管理指標及び経営適正化に関する実態調査研究
	② 医療機関の経営支援に関する調査研究
平成25年度	① 医療法人等の提携・連携の推進に関する調査研究
	② 医療法人の適正な運営に関する調査研究
平成26年度	① 病院経営管理指標及び医療施設におけるコンプライアンスに関する調査研究
	② 持分によるリスクと持分なし医療法人の移行事例に関する調査研究
平成27年度	① 病院経営管理指標及び医療施設における経営実態に関する調査研究
	② 医療法人と自治体病院等との連携の状況に関する調査研究
平成28年度	① 病院経営管理指標及び医療施設における経営実態に関する調査研究
	② 海外における医療法人の実態に関する調査研究
平成29年度	① 病院経営管理指標及び医療施設における未収金の実態に関する調査研究
	② 医療施設の経営改善に関する調査研究
平成30年度	① 病院経営管理指標及び医療施設における経営上の課題に関する調査研究
	② 医療施設における未収金の実態に関する調査研究
令和元年度	① 病院経営管理指標及び医療施設における未収金の実態に関する調査研究
	② 医療施設の合併、事業譲渡に係る調査研究
令和2年度 (※)	① 医療法人の事業報告書等に係るデータベース構築のための調査研究事業
令和3年度	① 病院経営管理指標及び医療施設における未収金の実態に関する調査研究
	② 医療法人の事業報告書等に係るデータベース構築のための調査研究事業
令和4年度 (※)	① 病院経営管理指標及び医療施設における経営管理の実態に関する調査研究

(※ 令和2年度、令和4年度は1事業のみ実施)

全国病院機能評価状況

都道府県名	全病院数	認定数	認定病院の割合%
北海道	537	101	18.8
青森県	91	16	17.6
岩手県	92	28	30.4
宮城県	135	28	20.7
秋田県	65	14	21.5
山形県	67	19	28.4
福島県	124	34	27.4
茨城県	173	34	19.7
栃木県	109	22	20.2
群馬県	128	28	21.9
埼玉県	344	87	25.3
千葉県	289	63	21.8
東京都	631	175	27.7
神奈川県	336	88	26.2
新潟県	123	24	19.5
富山県	106	25	23.6
石川県	91	26	28.6
福井県	67	14	20.9
山梨県	60	9	15.0
長野県	125	42	33.6
岐阜県	97	25	25.8
静岡県	170	46	27.1
愛知県	318	87	27.4
三重県	93	21	22.6
滋賀県	58	24	41.4
京都府	161	48	29.8
大阪府	509	143	28.1
兵庫県	348	85	24.4
奈良県	75	14	18.7
和歌山県	83	13	15.7
鳥取県	43	16	37.2
島根県	46	16	34.8
岡山県	159	43	27.0
広島県	233	74	31.8
山口県	139	32	23.0
徳島県	106	23	21.7
香川県	89	23	25.8
愛媛県	134	23	17.2
高知県	121	25	20.7
福岡県	453	115	25.4
佐賀県	97	17	17.5
長崎県	147	26	17.7
熊本県	205	70	34.1
大分県	151	34	22.5
宮崎県	133	24	18.0
鹿児島県	232	51	22.0
沖縄県	89	24	27.0
合計	8,182	2,019	24.7

※各都道府県の全病院数は、「医療施設動態調査(2022年3月末概数)」(厚生労働省)より

国立ハンセン病療養所の概要

(1) ハンセン病療養所について

国立ハンセン病療養所の入所者の平均年齢は87.6歳（令和4年5月現在）と高齢化が進んでおり、ハンセン病の後遺症に加え、生活習慣病等の合併症、身体機能や視覚機能の低下等により、日常生活の不自由度の進行や医療の必要性と多様性が増している。

こうした状況を踏まえ、入所者が良好で平穏な生活を営むことができるよう、医師確保を始めとする医療・介護体制の充実に取り組んでいる。

また、入所者が地域社会から孤立することなく、安心して豊かな生活を営むことができるよう、自治体との連携や施設誘致等による療養所の地域開放を行っている。

(2) 国立ハンセン病療養所の現状

- 施設数 13か所



- 入所者数 927人 (令和4年5月1日現在)
- 平均年齢 87.6歳 (令和4年5月1日現在)
- 職員定員 2,721人 (令和4年度定員)
- 予算額 321億円 (令和4年度予算)

国立ハンセン病療養所の医師確保について

国立ハンセン病療養所の入所者は、ハンセン病そのものは治癒しているが、視覚障害や手足の神経障害等の後遺障害及び高齢化による生活習慣病などで、医療・看護を必要としており、引き続き、医師の確保に向けてご協力をお願いしたい。

国立ハンセン病療養所で勤務する医師の特色

身分	国家公務員
勤務時間	8時30分～17時15分(1日7時間45分勤務) 原則、土日・祝日(年末年始含む)は休み 宿日直業務あり
福利厚生	医師宿舎(無料)
兼業	1週間あたり19時間まで可能 (正規の勤務時間内に、ハンセン病療養所以外の医療機関等において、報酬を得て、診療を行うことが可能)
定年年齢	65歳(令和5年4月から2年に1歳ずつ引き上げ、令和13年4月に70歳となる。) 3年を超えない範囲で勤務延長も可能
その他	医療機関等を定年退職した医師(65歳超)について、園長や副園長を補佐する管理相当職(非常勤職員)としての採用も可能

医師募集
国立ハンセン病療養所

いま、ここにしかない医療がある

全国13ヶ所の国立ハンセン病療養所
あなたを待っている人たちがいます。

厚生労働省 国立ハンセン病療養所

国立ハンセン病療養所における地域開放について

地域開放の具体的取組み

入院病床の開放(保険診療)

- 退所者限定: 栗生4床、邑久4床、菊池4床、星塚4床、沖縄4床
- 退所者一般: 松丘5床、駿河2床、奄美4床、宮古4床

自治体との連携

- 国立療養所東北新生園
・登米市指定のウォーキングコースとして園内を開放
- 国立療養所多磨全生園
・東村山市と災害時における施設等の利用に関する協定を締結
- 国立療養所長島愛生園・国立療養所邑久光明園
・瀬戸内市が中心となり、「NPO法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会」を設立。世界遺産登録に向けた活動を展開
・平成31年3月には、国立療養所長島愛生園5件、国立療養所邑久光明園5件の建物等が国の登録有形文化財に登録
- 国立療養所菊池恵楓園
・合志市が園に隣接する医療刑務支所跡地に人権学習の拠点として小中学校を整備(令和3年4月開校)。校門には施設跡記念碑を設置
- 国立療養所奄美和光園
・奄美市教育委員会主催、入所者自治会共催で入所者と地域住民の親子による共同農作業(ふれあい和光塾)の実施

土地等の貸付による施設誘致

かえでの森こども園(保育園)

- 国立療養所菊池恵楓園(熊本県合志市)/平成24年2月～平成29年9月
- 運営: 社会福祉法人佳徳会(けいとくかい)/定員: 90人(対象年齢0～6歳)
- ※平成29年10月以降は、入所者自治会が所有する土地に認定こども園として新築移転

花さき保育園(保育園)

- 国立療養所多磨全生園(東京都東村山市)/平成24年7月～
- 運営: 社会福祉法人土の根会/定員: 128人(対象年齢0～6歳)

せとの夢(特別養護老人ホーム)

- 国立療養所邑久光明園(岡山県瀬戸内市)/平成28年2月～
- 運営: 社会福祉法人夢あい会/定員: 50人

新樹楽園(障害者支援施設)※しんじゅがくえん

- 国立療養所星塚敬愛園(鹿児島県鹿屋市)/平成29年10月～
- 運営: 社会福祉法人天上会/定員: 45人(対象年齢18歳以上)

- その他
国立療養所沖縄愛楽園では、名護市が「国立療養所沖縄愛楽園土地等利活用基本計画推進協議会」を設置し、現在、民間事業者等のアイデアを募集中

関係法令

○ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成20年法律第82号)(抄)

第4条 国は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、ハンセン病の患者であった者等及びその家族の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国と協力しつつ、その地域の実情を踏まえ、ハンセン病の患者であった者等及びその家族の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第12条 国は、入所者の生活環境が地域社会から孤立することのないようにする等入所者の良好な生活環境の確保を図るため、国立ハンセン病療養所の土地、建物、設備等を地方公共団体又は地域住民等の利用に供する等必要な措置を講ずることができる。